

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：県土整備部

事業種名：道路の整備

1 取組の概要

県土整備部では、「災害に強い県土づくり」、「生活の質を高める県土づくり」、「地域の良さを活かす県土づくり」を基本目標とし、事業を推進しているところである。

これらの基本目標のもと、道路工事の実施にあたっては地域の環境保全や周辺環境への影響に配慮しつつ取り組んでいる

2 主な成果

事業区間に市街地地域と丘陵・台地地域を含む箇所での工事について、環境対策型建設機械の導入や施工中の粉塵対策の他、対候性鋼材を橋梁に採用するなど周辺環境と調和する施設整備を実施することで環境への影響に配慮した。

また、工事の際の建設廃材については、建設発生土の公共事業間での流用を図り発生を抑制した他、発生するものは再資源化に努め環境への配慮に取り組んだ。

3 今後の方針

体系的な道路網の整備により交通の円滑化を図ることで、自動車排ガスによる大気汚染の改善や自動車騒音の低減などの沿道環境の改善、自然環境との調和に配慮した道路整備を進めており、引き続きこれらの方針に基づいて事業を進めていくこととしている。

4 課題

道路の整備は、計画から完成まで長い期間を要するため、事業実施中の周辺環境に与える影響等にも配慮しながら事業を進める必要がある。

5 事業一覧

（様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表 2 のとおり

別表2
個別評価事業一覧

事業年度：令和元年度

部局名：県土整備部

事業種名：道路の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	県道 飯能寄居線バイパス	施工段階	16	12	75	3
	合計		16	12		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 県土整備部 課・所・室名 飯能県土整備事務所

事業の種類	2 道路の整備	事業名	主要地方道飯能寄居線バイパス
事業の規模	2車線 延長15km	実施場所	飯能市下加治～入間郡越生町大字成瀬 (市街化区域・丘陵台地区域)
計画期間	昭和60年度～令和元年度	段階	設計段階・施工段階
事業の概要： 主要地方道飯能寄居線の交通量を緩和するため、飯能市下加治地内から入間郡越生町大字成瀬地内に至るバイパスを整備し、平成30年12月22日に全線開通となった。施工区間のうち2割が市街化区域、8割が丘陵台地区域を通過しており、市街化区域内ではJR東日本高麗川駅の近隣、毛呂山町役場を、丘陵台地区域内では地域医療の拠点である埼玉医科大学国際センター、日高市北平沢運動公園、越生高校近隣をそれぞれ通過するものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

橋梁用防護柵、車両用防護柵および転落防止柵の塗装の選択については、周辺の景観を考慮し、景観色塗装（ダークブラウン色）を採用した。また、高麗川に架かる平沢橋、宿谷川に架かる新栄橋の橋体色においても、明度が低く、周辺環境に良い耐候性鋼材を採用した。さらに、施工時発生土等建設廃材については再資源化に努め、道路資材についても再生品を優先して採用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項なし。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表1 2 道路の整備に関する環境配慮方針

事業名		主要地方道飯能寄居線／日高市北平沢地内ほか												
各種計画との整合等		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況		
		山地 地域	丘陵・ 台地 地域	低地 地域	市街 地 地域	計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施			
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○	○	○	○	○					-		
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○	○	○	○	○					-		
	③ 総合交通体系の確立を図る。				○	○			○					1-1⑤
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○			-		3-1①②
基本方向1		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況		
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		山地 地域	丘陵・ 台地 地域	低地 地域	市街 地 地域	計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施			
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進														
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	○	○		○	○				✓	✓	1-1③
	② 交通流の整序化を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○			-		1-1①⑥⑦
	③ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	○	○	○	○		○			-		1-1②④⑧⑨
	④ 地形改変の少ないルート、縦横断計画、構造を検討する。	○	○	○		○	○					✓		1-2①
	⑤ 地域物流拠点整備を支援する道路の整備を推進する。	○	○	○	○	○								1-6①
	後掲（森林の整備と保全）													
基本的配慮事項 2 ヒートアイランド対策の推進														
個別 事項	① 道路緑化を推進する。	○	○	○	○	○	○	○	○			✓	✓	2-3①

基本方向 2		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		山地 地域	丘陵・ 台地 地域	低地 地域	市街地 地域	計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進												
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	○	○	○		○	○	○	✓	✓	1-5①②
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	○	○		○	○		✓	✓	1-5③
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○	○		○	○	○	✓	✓	1-5④
	④ 日頃適切な補修管理に努める。	○	○	○	○				○			1-5⑤
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	○	○	○			○	○	✓	✓	1-5⑤
基本的配慮事項 2 廃棄物の減量化・循環利用の推進												
個別 事項	① 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。				○			○		-		解体を伴う場合のみ
	② 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。				○			○		-		解体を伴う場合のみ
基本的配慮事項 3 水循環の健全化と地盤環境の保全												
個別 事項	① 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		○	○	○		○		○	✓	✓	1-4①
	② 地盤沈下対策を適切に実施する。	○	○	○	○			○		-		
	③ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	○	○	○			○		-		

基本方向 3		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		山地 地域	丘陵 ・台地 地域	低地 地域	市街 地 地域	計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり												
基本的配慮事項 1 川の保全と再生												
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	-		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生												
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	-		1-2③, 1-3⑥, 2-1⑥
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全												
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	○	○	○	○	○	○	-		
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全												
個別 事項	① 在来植生に配慮した緑化を推進する。	○	○	○			○		○	✓		2-2④
	② 表土の保全に努める。	○	○	○			○	○		✓		2-2③
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	○		○	○	○	-		2-1③⑤⑥⑦
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		○						2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○			○	○	○	-		2-1②④

基本方向 4		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		山地 地域	丘陵 ・台地 地域	低地 地域	市街地 地域	計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
安心・安全な環境保全型社会づくり												
基本的配慮事項 1 大気環境の保全												
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。	○	○	○	○		○	○		✓	✓	1-3⑤
	再掲（環境に配慮した交通の実現）											
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止												
個別 事項	① 水質等の保全を図る。	○	○	○	○			○		-		2-1⑤
	② 地下水汚染防止対策に努める。	○	○	○	○			○		-		2-1⑤
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全												
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○	○	○	○	○	○	✓	✓	1-2②③, 1-3⑥
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	○	○	○		○	○	○	✓	✓	1-3④
	③ 低騒音舗装の採用を推進する。				○		○		○	✓		1-3①
	④ 多径間橋りょうの連続化を図る。	○	○	○	○	○	○			-		1-3③
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進												
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓		

基本方向 5		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		山地 地域	丘陵・ 台地 地域	低地 地域	市街地 地域	計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進												
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	○	○	○	○	○		-		2-2⑦
	② 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	○		○	○	○	✓	✓	2-2①②⑥
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成												
個別 事項	① 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	○	○	○				○			

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
75%		16	12
総合評価		3	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $\frac{b}{a} \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。